

第17回水先人の人材確保・育成等に関する検討会

議事次第

1. 日 時 令和3年3月16日（火）13:30～15:00

2. 開催方式 WEB開催

3. 次 第

(1) 開会挨拶

(2) 議 事

① 第7回モニタリング委員会報告

② ポストコロナに対応した水先人養成等のデジタル化・オンライン化の推進

③ その他〔報告：コロナ禍での水先業務継続のための水先人会の対応状況〕

配付資料一覧

資料 1	委員名簿	1
資料 2	第 7 回モニタリング委員会報告	2
資料 3	ポストコロナに対応した水先人養成等のデジタル化・オンライン化の推進 .	13
資料 4	コロナ禍での水先業務継続のための水先人会の対応状況	18

以 上

水先人の人材確保・育成等に関する検討会 委員名簿

資料 1

(五十音順、敬称略)

(注)「◎」は座長、「○」は座長代理

- 綾 清隆 (一社) 日本船主協会港湾委員会委員
池谷 義之 全日本海員組合国際局長
今津 隼馬 東京海洋大学名誉教授
大久保安広 (公社) 日本海難防止協会専務理事
小鹿 邦博 日本水先人会連合会副会長(伊勢三河湾水先区水先人会会長)
◎ 落合 誠一 東京大学名誉教授
葛西 弘樹 (一社) 日本船長協会会長
片岡 徹 海技大学校水先教育センター長
加藤 雅徳 (一社) 日本船主協会港湾委員会委員
小山 智之 (一社) 日本船主協会港湾委員会委員
末岡 民行 日本水先人会連合会副会長(内海水先区水先人会会長)
立石 尚登 日本内航海運組合総連合会船員対策委員会委員
中村 政一 日本水先人会連合会理事(清水水先区水先人会会長)
西本 哲明 日本水先人会連合会会長
○ 羽原 敬二 神戸大学海事科学部客員教授
松本 恭昇 日本水先人会連合会水先業務研究委員会委員長
村瀬 千里 外国船舶協会専務理事
森重 俊也 (一社) 日本船主協会理事長

【国土交通省】

- 大坪新一郎 海事局長
多門 勝良 海事局次長
内山 正人 海事局海技課長
野見山友嗣 海事局総務課次席海技試験官
和田光太郎 海事局海技課企画調整官
成瀬 浩 海事局海技課水先業務調整官
平井 洋次 港湾局計画課港湾計画審査官 (オブザーバー)
内田 浩平 海上保安庁交通部航行安全課長 (オブザーバー)

【(一財) 海技振興センター】

- 飯塚 裕 理事長
野中 治彦 常務理事
戸摩 辰雄 常務理事
鈴木 英実 技術・研究部長

第7回モニタリング委員会報告

人材確保等検討会の議論に基づく整理

令和3年2月15日
一般社団法人日本船主協会
日本水先人会連合会

水先人会会則の実効性強化による安全性向上への効果

「安全性の効果まで掘り下げた検証」については、日本船主協会と日本水先人会連合会の業務連絡会において、相互認識を一層深めるための情報交換内容の充実を図るとともに、必要に応じ、両者において相談の上、そこで確認された状況をモニタリング委員会に報告することとした。

不適切運航

No.	発生年月日	水先区	事例の概要	水先人会の措置	旧規則での措置 (推定)	再教育訓練または業務制限の措置を講じた場合の業務復帰プロセス
1	令和2年7月22日	東京湾	東京向け北航船。浦賀水道航路中央2番ブイ辺りで航路中央を北上中の木更津向けNO PILOT小型船を追い越す際、引き続き航路中央を航行するものと臆測し、当該船の右側を追い越そうとしたところ、中央2番ブイで航路の右側に出てきたため、本船が航路外に押し出された。(東京マーチスから警告を受けた。)	注意 (会員に注意喚起)	注意	—
2	令和2年8月22日	東京湾	5ENE-AWからの出帆。物標やLeading Post等による船位把握が不十分で、至近にあるバース南端のドルフィンを目安に回頭を行ったため、当該ドルフィンに異常接近した。 (後日運航船社より強いクレームがあった。)	厳重注意 (会員に注意喚起)	厳重注意	—
3	令和2年8月24日	内海	操舵手に変針オーダーをするも他船の動静確認に傾注し、舵角確認が遅れたことによる通常航路からの逸脱。	厳重注意 (会員に注意喚起)	注意	—
4	令和2年8月26日	伊勢三河湾	漁網上航行 二艘引きの漁船の警戒用漁船が、急に本船の前方を左右に動き、それを避けるため漁網の上を通過することとなった。	注意 (会員に注意喚起)	注意	—
5	令和2年8月28日	大阪湾	友ヶ島P/Sにてパイロットが乗船し神戸港へ向け大阪湾を航行していたところ、漁船群の付近を航過した際に漁網を引掛け切断したのではないかの疑いを生じさせてしまい、保安部の調査を受け、運航が遅延することとなった。	なし (会員に注意喚起)	なし	—
6	令和2年9月11日	伊勢三河湾	名古屋港内での管制信号違反。 R3岸壁から出港時、当初予定していた西航路へ向かったところ、ハーバーレーダーより西航路はキャンセルされているので、東航路へ向かうよう指示されたが、航路内での急激な反転は危険と判断しハーバーレーダーに確認のうえ西航路から出港した。水先人・タグポート・ハーバーレーダーのコミュニケーション不足が原因であった。	注意 (会員に注意喚起)	注意	—
7	令和2年9月18日	東京湾	追浜日産より湾口向け出帆船。5番ブイ(G)を右に見て、浦賀水道航路に入航しようとした際、連絡の取れていない航路南下船と異常接近した。衝突を避けるため、5番ブイ(G)を左に見て一旦航路を出て、東京マーチスに連絡し、安全を確認の後、同ブイの南で再度航路インした。	注意 (会員に注意喚起)	注意	—

No.	発生年月日	水先区	事例の概要	水先人会の措置	旧規則での措置 (推定)	再教育訓練または業務制限の措置を講じた場合の業務復帰プロセス
8	令和2年9月23日	内海	不測の潮流に圧流され引き戻そうとしたが、船長とのコミュニケーション不足により船長に指揮権を取られ、浅所に異常接近した。	嚴重注意 (会員に注意喚起)	注意	—
9	令和2年10月1日	清水	LNG船入港左舷着棧時、右回頭の開始遅延、回頭緩慢のまま棧橋に接近(距離センサー表示90m)、バースマスターから回頭場所が標準より棧橋に近すぎるとの指摘を受けた。 原因:減速遅延及び回頭開始時期遅延	業務制限 嚴重注意 (4ヶ月間、LNG船の入港業務は副水先人就業) (会員に注意喚起)	なし	左記の業務制限中の業務状況を会長が確認し、同乗による業務検証の上で、業務制限解除予定
10	令和2年10月20日	伊勢三河湾	LNG棧橋異常接近 正規の船橋位置より手前で棧橋に接近しすぎたこと、及び適切なる船体姿勢の維持ができず、陸側作業員に不安を与えた。	嚴重注意 (会員に注意喚起)	注意	—
11	令和2年11月4日	東京湾	バース着岸の途次、隣接バースの停泊船と接近、前進を一旦停止した。同停泊船を航過後、バースに向けバース沖で平行停止し、幅寄せを開始。本船機関で前後調整の際、停止のオーダーが伝わらずオーバーランし、前方に進出する際に、船首スプリングが張られて船首がバースに接近した。	注意 (会員に注意喚起)	注意	—
12	令和2年11月10日	大阪湾	離岸直後に回頭し出港する際、隣接する原油揚荷棧橋に異常に接近し、本船船尾と当該バースの警戒用ブイとニアミスを起こした。ブイを含め設備等の損傷は無い。	注意 (会員に注意喚起)	なし	—
13	令和2年11月19日	伊勢三河湾	名古屋港東航路イン約1時間遅れ。 出港管制中であったが、最後の管制対象船が間もなく航路アウトすると思い、そのまま航路に向かっていったところ、もう1隻管制対象船が航路内にいることに気づき、航路手前で反転した。その後他船に続いて航路に向かい、最終的に約1時間遅れて航路インした。ハーバーレーダーとのコミュニケーション不足。	注意 (会員に注意喚起)	注意	—

「水先人会の措置」の表記については、次のとおり整理している。
(丸数字は措置のレベル:①が最も厳しいレベル、③は文書で本人に通知、④は口頭で本人に通知)
①「業務制限」、②「再教育訓練」、③「嚴重注意」、④「注意」

水先業務中の品位欠如

No.	発生年月日	水先区	事例の概要	水先人会の措置	旧規則での措置 (推定)
1	令和2年8月26日	内海	強風により出港を取り止めたが、その際、取り止めに関する説明が不十分であった。	注意 (会員に注意喚起)	注意
2	令和2年10月5日	伊勢三河湾	乗船時のバース間違い 自家用車で豊橋港神野7号岸壁に向かったが、間違えて神野4号岸壁で下車。船名が違うことに気づき徒歩で神野7号に向かったが、出港が予定より約10分遅れた。	注意 (会員に注意喚起)	注意
3	令和2年12月9日	伊勢三河湾	乗船間違い 衣浦A錨地の本船に向かったが、パイロットボートが到着した船舶に乗船した後、船名が違うことに気付いた。本船に向かうタグボートで移乗したが、乗船が約7分遅れた。なお、本船の出港時間には影響がなかった。	注意 (会員に注意喚起)	注意

各事例の統計資料

不適切運航

令和3年2月

	合 計	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
異常接近	42	11	8	14	9
速力過大	10	3		2	5
着岸位置等不適切	3		3		0
経路不適切	8			4	4
係留方法不適切	2			1	1
合計	65	14	11	21	19

注 令和2年度は1月末現在

品位欠如

令和3年2月

	合 計	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
不適切態度	6	1	2	2	1
応招時刻遅延	6	1	1	1	3
コミュニケーション不足	2			1	1
水先艇乗船遅延	1	1			
合計	15	3	3	4	5

注 令和2年度は1月末現在

海難事故

令和3年2月

	合計	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
衝突	11		4	5	2
単独衝突	23	11	6	3	3
施設等損傷	8	4	4		
乗揚げ・船底接触	6	1		4	1
合計	48	16	14	12	6

注 令和2年度は1月末現在

水先人派遣支援（中小規模水先区の業務維持）の状況について

水先人の後継者確保が困難な水先人会の業務実施体制を確保するため、全国の水先人会及び水先人各位の理解と協力を得て、近隣水先区及び大規模水先区からの派遣支援（支援体制の整備）を行っている。現在の派遣支援の状況及び今後の複数免許取得計画は次のとおり。

1. 水先人派遣支援の状況（別紙参照）

- 複数免許取得者の累計数：66~~62~~人（3水先区の免許取得者5人を含む。）
- 派遣支援への協力者数：41~~37~~人
- 派遣支援対象水先区：19~~18~~水先区（相互支援を含む。）

※**朱筆**は第6回モニタリング委員会からの変更箇所

2. 今後の複数免許取得計画

令和3年度前期課程

- | | | |
|--------------|----|---|
| • 留萌水先区の複数免許 | 未定 | T |
| • 七尾 | 〃 | S |

計 2区 2人

注 S：スポット型、T：滞在型

水先人派遣支援体制の状況

令和3年2月

地区/水先人会	近隣水先区の相互支援 (スポット支援)	大規模区等からの派遣支援 (スポット/ 滞在 支援)
①北海道 釧路、苫小牧、室蘭、 函館、小樽、留萌	苫小牧 (1) ⇔ 室蘭 (1) 苫小牧 (1) → 留萌 室蘭 (2) ⇔ 小樽 (1) 小樽 (1) → 釧路 小樽 (1) → 留萌	東京湾 (1) → 釧路
②東北 八戸、釜石、仙台湾、 小名浜、鹿島	八戸 (2) ⇔ <u>釜石 (1)</u> 仙台湾 (1) → 釜石 小名浜 (2) → 釜石 鹿島 (2) → 釜石	<u>東京湾 (1) → 八戸</u>
③日本海 秋田船川、酒田、 新潟、伏木、七尾 舞鶴、境	酒田 (1) → 秋田船川 新潟 (1) → 酒田 新潟 (1) → 伏木 伏木 (1) ⇔ 七尾 (1)	大阪湾 (1) → 舞鶴 <u>内海 (1) → 舞鶴</u> <u>長崎 (1) → 舞鶴</u> 大阪湾 (1) → 境 内海 (1) → 境
④東海近畿 田子の浦、清水、 和歌山下津、小松島	清水 (3) → 田子の浦 和歌山下津 (2) → 小松島	東京湾 (1) → 田子の浦 伊勢三河湾 (1) → 田子の浦
⑤九州 博多、佐世保、長崎、 島原海湾、細島、 鹿児島、那覇	博多 (1) → 島原海湾 佐世保 (1) → 長崎	東京湾 (1) → 細島 東京湾 (1) → 那覇 内海 (2) → 那覇

() : 支援水先人の人数

朱筆は第6回モニタリング委員会からの変更箇所

水先人派遣支援の現況(令和2年度～令和3年度複数免許取得計画)

R3.2.1現在

	水先区	水先人数	専属水先人				派遣支援の現況						R2年度後半～R3年度計画				
			1級	2級	3級	計	派遣支援者			派遣元水先区	派遣支援 休止中	R2新規 入会者 1級	R2 廃業 者	派遣支援者			派遣元水先区
							1	2	計					1	2	計	
北海道 地区 (22)	釧路	4	2			2	2	2	小樽、東京湾								
	苫小牧	4	3			3	1	1	室蘭		1	△ 2					
	室蘭	4	2			2	2	2	小樽、苫小牧								
	函館	3	2			2	1	1	那覇	那覇							
	小樽	4	2			2	2	2	室蘭(2)								
	留萌	3	1			1	2	2	小樽、苫小牧					1	1		【前期】支援元未定
東北 地区 (29)	八戸	5	3			3	2	2	釜石、東京湾					2	2		釜石、東京湾
	釜石	10	2			2	8	8	八戸(2)、鹿島(2)、仙台湾、小名浜(2)、東京湾	東京湾							
	仙台湾	4	4			4		0									
	小名浜	4	4			4		0									
	鹿島	8	8			8		0									
東京湾		159	117	34	8	159		0			6	△ 16					
日本海 地区 (32)	秋田船川	5	2	1		3	2	2	酒田、那覇	那覇		△ 1					
	酒田	7	2			2	5	5	新潟、伊勢三河湾(4)	伊勢三河湾(4)							
	新潟	5	5			5		0				△ 1					
	伏木	4	2			2	2	2	新潟、七尾					1	1		【前期】支援元未定
	七尾	3	2			2	1	1	伏木					2	2		内海、長崎
	舞鶴境	5	2			2	3	3	大阪湾、内海、長崎			△ 1					
伊勢三河湾		110	88	17	5	110		0			7	△ 4					
東海 近畿 地区 (18)	田子の浦	6	1			1	5	5	清水(3)、東京湾、伊勢三河湾		1						
	清水	5	5			5		0			1						
	和歌山下津	4	4			4		0									
	小松島	3	1			1	2	2	和歌山下津(2)								
大阪湾		99	76	16	7	99		0			3	△ 4					
内海		141	109	23	9	141		0			8	△ 10					
関門		36	29	7	0	36		0			1	△ 1					
九州 地区 (43)	博多	8	7			7	1	1	細島	細島							
	佐世保	4	4			4		0									
	長崎	5	4			4	1	1	佐世保								
	島原海湾	7	2	1		3	2	2	伊勢三河湾、博多、関門(2)	伊勢三河湾 関門(2)							
	細島	4	2			2	2	2	内海、東京湾	内海							
	鹿児島	3	3			3		0			1						
那覇		13	4	1		5	8	8	内海(6)、伊勢三河湾、東京湾	伊勢三河湾 内海(4)	1	△ 1					
全水先区合計		692	505	100	29	634	56	2	58		17	30	△ 42		6		

※ 緑字：R2年度後期課程、青字：R3年度課程(予定)

ポストコロナに対応した水先人養成等のデジタル化・オンライン化の推進

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」について(抜粋)
(令和2年12月8日 閣議決定)

Ⅱ. ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現

1. デジタル改革・グリーン社会の実現

(1) デジタル改革

教育のデジタル化・オンライン化 → 水先人養成、水先免許更新講習

③ 教育、医療・福祉等におけるICT化等の一層の推進

新型コロナウイルス感染症を契機に、感染拡大のような事態が生じても学びの継続を確保できる教育のICT化・オンライン化へのニーズが増している。このため、オンライン教育については、新型コロナウイルス感染症下で特例措置として実施しているところであるが、デジタル時代に合致した仕組みとして、その内容の一層の充実を行うことと合わせ、義務教育段階で本年度中に1人1台端末環境が整備される中、高等学校段階を含む各教育段階においてICT化・オンライン化を推進し、誰ひとり取り残されることのないよう、デジタル社会にふさわしい対面指導とオンライン・遠隔教育のハイブリッドによる新しい学び方を実現していく。

(以下省略)

国家資格の更新講習のオンライン化 → 水先免許更新講習

- ・コロナ禍を契機に「新しい生活様式」を実践するため、「経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)」により、対面主義からの脱却やデジタル時代に向けた規制改革の推進。
- ・昨年12月に、総務省行政評価局が国家資格の更新講習のオンライン化に向けた実態調査結果を公表。
(国家資格98資格のうち、29資格でオンライン講習を実施中)
- ・これを受け、規制改革推進会議も、運転免許を始め、国家資格の更新講習のオンライン化を当面の規制改革の実施事項として位置付け。
- ・各府省は、総務省の実態調査結果も踏まえ、可能なものから速やかにオンライン化に取り組むことが求められている。

文部科学省におけるデジタル化推進プラン(R2.12.23)【概要】
教育におけるデジタル化の推進(抜粋)

<p>1. GIGAスクール構想による一人一台端末の活用をはじめとした学校教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・GIGAスクール構想※1等による一人一台環境の整備、一人一台端末環境に対応した教室用機の整備 ・ICT端末の安全・安心な活用の促進、通信ネットワーク環境の整備・円滑化、学校のデジタル化等の推進 ・学習者用デジタル教科書の普及促進、CBT※2活用の推進、発達段階に応じた遠隔・オンライン教育の推進 ・教師のITC活用指導力の向上、ICT活用教育アドバイザー、GIGAスクールサポーター、ICT支援員等による支援 等
<p>2. 大学におけるデジタル活用の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術を活用した高等教育の高度化・成果の普及 ・国立大学法人等におけるハイブリット教育研究環境の整備、大学入学者選抜におけるデジタル活用等
<p>3. 生涯学習・社会教育におけるデジタル化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高卒認定・中卒認定の受験申請・証明のデジタル化 ・専修学校におけるオンライン・先端技術活用の推進と支援のための環境整備 ・生涯学習・社会教育分野のICTを活用した取組の推進 等
<p>4. 教育データの利活用によるEBPMの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育データの標準化、効果的な利活用の推進 ・教育データの国における分析・研究体制のEBPM※3の推進 等



水先人養成施設及び水先免許更新講習機関で考えられるデジタル化・オンライン化

<ul style="list-style-type: none"> ・養成の修業生に対し一人一台端末環境の整備 一人一台端末環境に対応した教室用機の整備 ・ICT端末の安全・安心な活用の促進 通信ネットワーク環境の整備・円滑化 養成等の運営に必要な情報や修業生の成績等をデジタル化による一元管理 ・学習者用デジタル教科書の導入 養成施設や自宅において学習・アセスメントできるオンライン学習システムの活用 遠隔授業やオンデマンドの動画教材等を取り入れ、対面教育と遠隔・オンライン教育の効率的・効果的な併用
<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術を活用し、高い学習成果の達成や自発的な学び・気づきの効果の誘導 シミュレータ教育の工夫等により更なる授業の価値の最大化
<ul style="list-style-type: none"> ・修了証明書(養成、更新講習)等、各種証明のデジタル化
<ul style="list-style-type: none"> ・養成データの分析や利活用を進め、合理的根拠に基づく改善の実施

※1 GIGAスクール構想: Society5.0時代を生きる児童生徒のために1人1台の学習用PCと高速通信ネットワーク環境を整備する5カ年計画。

※2 CBT: Computer Based Testingの略。コンピューターを利用した試験。

※3 EBPM: Evidence-Based Policy Makingの略。政策決定が厳格に立証された客観的な証拠に基づくこと。

水先人の安定的な確保・育成等について(とりまとめ) (抜粋)

平成28年6月23日

水先人の人材確保・育成等に関する検討会

3. 課題への対応

(3) 全般的対応

⑫ ITの活用

水先人及び水先人会は、次に掲げる安全対策に、任意に取り組むことにより、水先業務中における海難及びインシデント防止の一助になると考えられる。

ア) きょう導する船舶の乗組員とのコミュニケーション、当該船舶に設置されている航海機器、目視、必要に応じてタグボート等との通信により、当該船舶の位置及び周辺海域の船舶交通状況等の把握に努めることはもとより、水先人自らも、電子海図情報及び当該船舶のAIS情報を取り込めるポータブルPC端末(タブレットタイプ等)を携帯して活用することが有効である。また、過去にきょう導した操船データも保存し、今後の水先業務の参考とする。

PPU

Portable Pilot Unit
嚮導業務支援システム

PPUは、水先人がきょう導船舶に持参し、当該船舶の安全な航行において、水先業務を支援する水先人のためのツールのこと。

機 能	電子海図表示	①電子水路情報 ②水深の色分け、ECDISに準じた設定 ③海図に衛星写真を重ねて表示
	他船情報表示	船名、行先、HDG、COG、SOGなど表示、他詳細情報を表示可能
	本船情報表示	① 船型表示(長さ、幅、HDG) ② 船体運動予測表示 ③船体運動表示

【その他の機能】 ①標準針路の表示 ②避険線の設定 ③回頭海域の設定 ④予定錨地の設定 等

水先業務のより安全かつ効率的・効果的な実施を図るため、PPUの更なる活用

- ・きょう導した船舶の水先実績データを保存・分析し、今後の水先人育成や水先業務へ活用
- ・水先業務の陸上からの支援 等

1. 検討目的

水先人養成等において、デジタル化・オンライン化を積極的に活用し、ポストコロナに対応したより効果的・効率的な実施内容・方法を早期に実現する。

2. 検討の進め方

水先人の人材確保・育成等に関する検討会の下、「水先人養成等におけるデジタル化等推進WG」を設置し、具体的な施策について検討し、対応可能なものから実施する。中でも水先免許更新講習については、規制改革推進会議等で早期対応が求められていることに鑑み、先行して実施する。

なお、1年後を目途に当該WGでの検討結果をとりまとめの上、水先人の人材確保・育成等に関する検討会へ報告する。

3. ワーキンググループ構成メンバー

- ・学識経験者(デジタル化・オンライン化に関する専門家 等)
- ・日本水先人会連合会
- ・(一社)日本船主協会
- ・海技大学校・水先教育センター
- ・国土交通省海事局
(事務局:海技振興センター)

※必要に応じて適宜追加招集

4. 検討スケジュール

- | | |
|--------|--|
| 令和3年4月 | デジタル化に向けた各方面の取組(特に国家資格における更新講習における取組)の紹介 |
| 6月 | 水先免許更新講習において先行実施する内容確定
水先人養成等で考えられるデジタル化・オンライン化内容の提示、水先人へアンケートの実施 |
| 8月 | 水先人へのアンケート実施結果を踏まえた水先人養成等で考えられるデジタル化・オンライン化内容の提示 |
| 10月 | 水先人養成等で考えられるデジタル化・オンライン化の問題点と解決方法 |
| 11月 | 水先人養成等で考えられるデジタル化・オンライン化案協議 |
| 12月 | ワーキンググループとりまとめ案協議 |
| 令和4年1月 | ワーキンググループとりまとめ案確定 |
| 3月 | とりまとめ(水先人の人材確保・育成等に関する検討会において審議) |

コロナ禍での水先業務継続のための水先人会の対応状況

コロナ禍における水先業務継続のための水先人会の取組み

令和3年3月16日
日本水先人会連合会

1. 感染防止対策

○対応要領等に基づく感染防止対策の徹底

水先業務実施体制の維持及び水先人会の業務実施体制の維持を図るための要領等の作成・整理

・基本的な感染防止対策の周知・徹底

手洗い、手指消毒、マスク着用、咳エチケットの励行、日々の検温等体調管理、換気の悪い密閉空間の回避等

水先人会事務所内の対応として、マスクの常備、定期的な換気、定期消毒、事務職員の時差出勤、在宅勤務等

・水先業務に係る感染防止対策の周知・徹底

関係先との連携：検疫所等関係先との情報交換・収集の励行、連絡体制の確立

業務前・業務中の対応：発熱等の症状がある場合の業務自粛、船橋における十分な換気等要請船等における不要なエリア（船員居住区等）への立入禁止、水先業務中における濃厚接触の回避（業務遂行に支障がない範囲における他者（2人乗り業務を含む。）との間隔の確保）

感染者発生時の対応：感染した水先人と水先人会との連絡体制の確立（水先人会への定時連絡と継続的な連絡体制の維持）
連合会と協議し、業務実施体制の確保

2. 緊急事態に備え検疫所による講習会の受講

○水先人会(全34水先人会)における検疫所による感染防止講習会の受講等 基本的な感染防止対策及び防護服の着脱方法等に関する講習

- ・訓練を受講: 28水先人会
- ・3月中に受講予定: 3水先人会
- ・相談中: 2水先人会
- ・講習会は行われませんが、検疫所のサポートを受けられる体制を確認: 1水先人会

一部水先人会から提供された検疫所による講習会の映像資料等
(DVD、講義資料)を連合会から全水先人会に送付



3. 特殊な業務等の例

○特例措置としてのリモート方式による業務

- ・感染疑いの乗組員がいる船舶については、海事局や検疫所を含む関係者と十分協議した上、当該船舶に乗り込まず、タグボートや陸上からリモートにて業務を行うこととしている。
 - コンテナ船等の航行業務、クルーズ船等の着岸業務

○防護服着用による業務

- ・本船が検疫所により乗組員が感染の疑いがないことが確認された上で水先人が乗船するのが原則であるが、人道的対応等により、感染疑いの乗組員がいる船舶の着岸検疫前に水先人が乗船せざるを得ない場合の対応として、防護服を着用して業務を行うこととしている。
 - 令和2年2月、クルーズ船の入出港業務において、感染者情報はなかったが、代理店の要請により、代理店が用意した防護服を着用
 - 同年6月、一般貨物船の航行業務において、陽性者と接触のある乗組員がいたため、防護服を着用
 - 同年11月、石炭船の入港業務において、事前に乗組員の発熱者情報があり、防護服を着用

